

整理番号	4-1
------	-----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	リース車両の自賠償保険料		
2018年5/22 年 月 日	令和2年 4月 1日~令和2年 7月 9日	金額	1,614 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

自賠償保険料総額 25,830 円 (2018年7月9日~2020年7月9日までの24月分)

今回請求対象金額 $25,830 \text{ 円} \times 3 / 24 \text{ 月} \times 1 / 2 = 1,614 \text{ 円}$

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	3,228 円	1/2	1,614 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

証明書
番号

平成 30年 5月 22日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

東京海上日動火災保険株式会社



自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	[Redacted]	自動車の種別	自乗
保険期間	自平成30年7月9日(木)午前12時迄 至平成32年7月9日(木)午前12時迄	使用の本拠の所在地	静岡県
保険料	¥25,830	指定金融機関名	静岡銀行
住所及び契約者の氏名	静岡県浜松市中区幸手目1-6-80 岡本 護	異動事項	無
管轄店名及び所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区丸の内1-2-1 営業時間 平日9~17時 カスタマーセンター 0120-530-580 電話受付 9~20時/土日祝18時迄	扱者印	静岡自営 浜松営業 3541 ホンダカーズ静岡西 2820



自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。
ホームページアドレス(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)
複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。

平成22年4月1日の保険法の施行および自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う自賠責保険における主な変更点をお知らせします。

■「自動車損害賠償責任保険普通保険約款」の改定について

平成22年4月1日以降保険始期のご契約より自賠責保険の約款を一部改定しています。なお、平成22年3月31日以前保険始期のご契約であっても、平成22年4月1日以降発生事故については、改定後の内容に基づいて取り扱います。

<主な改定内容>

被保険者が保険金請求を行う場合、必要となる書類をご提出いただく等、必要な手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、引受保険会社は、保険金を支払うために必要な事項の確認を終えて保険金をお支払いします。(特別な照会または調査が不可欠な場合には、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知し、約款に定める日数までに保険金をお支払いします。)

■時効の改正について

平成22年4月1日以降発生事故について、保険法および自動車損害賠償保障法における保険金等の請求権の時効が2年から3年に改正されています。

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要

自動車の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には所有者*または運転者)損害賠償責任を負う場合の損害について保険金をお支払いします。(人身事故に限ります。)

* 所有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容

自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣総理大臣により「支払基準」が定められています。

損害の種類	損害の範囲	支払限度額(被害者1名あたり)
傷害による損害	治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料	最高120万円
後遺障害による損害	逸失利益、慰謝料等	神経系統・精神・胸部臓器に著しい障害を残して介護が必要な場合 常時介護のとき:最高4,000万円 随時介護のとき:最高3,000万円 後遺障害の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第14級:最高75万円
死亡による損害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)	最高3,000万円
死亡するまでの傷害による損害	(傷害による損害の場合と同じ)	最高120万円

■事故時のご対応および保険金等のご請求

事故を起こしたときは、まず、けが人の救護に努め、それとともに必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など故のあらしを遅滞なく引受保険会社に届け出てください。

自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本請求のほか、仮渡金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご相談ください。

(顔面もご覧ください)

証明書番号	[Redacted]	自動車損害賠償責任保険	平成 30年 5月 22日
自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	[Redacted]	保険料	¥25,830
保険期間	自平成30年7月9日(木)午前12時迄 至平成32年7月9日(木)午前12時迄	管轄店名及び所在地	東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区丸の内1-2-1 営業時間 平日9~17時 カスタマーセンター 0120-530-580 電話受付 9~20時/土日祝18時迄

契約者

岡本 護

様



扱者印

上記保険料を領収いたしました。

注意
この証明書を保険料収納済印のないものは無効です。
内容をご確認のうえ、写等ではなく、この証明書本紙を必ず自動車に備え付けておいてください。

注意
必ず証明書をお受け取りください。

整理番号 4-2

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	月刊 ウェッジ購読		
年月日	平成31年4月 日 ~ 令和2年6月 日	金額	1,230 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	2019年7月 ~ 2020年6月の購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政や社会情勢の情報収集に、政策や議会等の 情報の参考にする
<<領収書貼付枠>> 一年分であるが 2019年7月 ~ 2020年3月の9ヶ月分(3,690円) を請求済。 よって今回は残りの2020年4月 ~ 6月の3ヶ月分を 請求する (2019年4月支払額) (2019年4月請求額) (今回請求額) 4,920円 - 3,690円 = 1,230円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,230 円	100 %	1,230 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
31-04-10	23357	A93110005
取扱店	シス・オカケンチョウナイ	
払込口座	00160-0	880662
払込金額	*4,920	料金 *0

振替受付票
 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
 料金には、消費税等が含まれています。
 (ゆうちょ銀行)

入金額 *5,000
 おつり *80

はじめての投資信託を
 ゆうちょが応援します!

郵便振替をご利用のお客様へ

2019年 3月15日

「Wedge」 継続申込用振込用紙

現契約終了号 2019年6月号
 新契約開始号と冊数 2019年7月号 から 12冊
 購読料金 4,920円

購読者番号

まもなくご購読期間が終了いたします。ご継続はこの振込用紙にてお手続きいただきますようお願い申し上げます。

本状と行き違いに購読料金をお支払い頂いておりましたら、失礼の程深くお詫び申し上げます。

〒 433-8123
 静岡県浜松市幸 2-16-3

ウェッジ定期購読係

〒 101-0052
 東京都千代田区 神田小川町 1-3-1
 NBF小川町ビルディング3階
 TEL 0120-34-3746
 FAX 03-3804-1061
 平日 10:00~17:00

岡本 護 様

00095 #

「コンビニエンスストア」または「ゆうちょ銀行・郵便局」からのお支払い

(お支払いは、下部の専用用紙で最寄のゆうちょ銀行・郵便局、または、下記のコンビニエンスストアにてお願いいたします。本状到着後、2週間以内にお払い込みくださるようお願い申し上げます。)

P. 95



LAWSON
あなたと、コンビニに、
FamilyMart













COMMUNITY STORE





Seicomart



ココストア



MMK 設置店

ワッジ

印紙税申告納付につき廻町税務署承認済

4/17 請求済 (済)

令和 1/7 ~ 2/3 の 9ヶ月

4920円 x $\frac{9}{12}$ = 3690円

残 1230円 令和 2/4 月 28日迄

整理番号 2

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請精等副費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	ウエッジ購読料		
年月日	平成31年4月10日~平成	年月日	金額 3,690 円

目的	ウエッジ購読料
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	広く知悉、情報を得て活動に反映、号外にする

《領収書貼付枠》

令和16年 令和3年3月20日9ヶ月分読込料 4920円 × 1/12 = 3690円

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
31-04-10	1023357	A93110005	払込みの証拠となるものを大切に保存して下さい。
取扱店	シス・オカケンショウナイ		
払込口座	00160-0-880662		
払込金額	*4,920料金 *0		
入金額	*5,000		
おつり	*80		

印紙税申告納付につき廻町事務署承認済

ウエッジ

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,690 円	100 %	3,690 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-3

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等謝儀・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	月刊「安松情報」購読		
年月日	令和1年10月 日	~令和2年9月 日	金額 13750 円

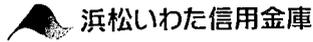
目的	県政、地域社会情勢に関する情報収集
使途	令和1年10月~令和2年9月の購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政及び地域社会の情勢を収集し、政策や議会等での 復讐の参考にす
《領収書貼付枠》	<p>2019年8月に 2019年10月~2020年3月までの6ヶ月分(13,750円)を請求済</p> <p>今回は残る 2020年4月~9月の6ヶ月分を請求す</p> <p>(令和元年8月支払額) (令和元年8月請求額) (今回請求額)</p> <p>27,500 円 - 13,750 円 = 13,750 円</p>

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	13,750 円	100 %	13,750 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

キャッシュサービスご利用

毎度ご利用いただきありがとうございます



お取引日	取扱金庫店番	機番	取扱通番
01-08-28	1503011	キ	4889
カード発行金融機関店番			
お取引金額	お取引内容		
¥27,500*	お引出		
手数料	¥0	ペーシ	硬貨
時刻	15:00		おつり

浜松磐田信用金庫
 本店営業部
 カ)ハマジョウシュツパン様
 普通 876982
 オカモト マモル様
 053473-1358

印紙申告納付につき浜松西
 税務署承認済

請求書

2019年8月26日

株式会社 浜情出版

〒419-1918
 〒419-0001(代)
 〒419-0024

岡本まもる事務所 様

ご請求金額 ¥27,500-

適用	金額	備考
月刊「浜松情報」年間購読料 (2019年10月~2020年9月)	¥25,000	
消費税	¥2,500	
合計:	¥27,500	

上記の通りご請求申し上げますのでお引き合わせの上、お支払願います。

※ 尚、誠に恐縮ではございますが、振込手数料は御社御負担にてお願い申し上げます。

<お振込先> 浜松磐田信用金庫 本店営業部 普通預金 876982 <口座名義>
 浜松磐田信用金庫 葵町支店 普通預金 5025801 株式会社 浜情出版【カ)ハマジョウシュツパン】
 遠州信用金庫 本店営業部 普通預金 1181673

8月1日請求 (6ヶ月分) 済 = (R1年10月~R2年3月)

4月以降請求 = R2年(4月~9月)

$27500 \times \frac{1}{2} = 13750$ 円 請求

整理番号 4-4

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」会費		
年月日	令和元年7月 日 ~ 令和2年6月 日	金額	1,288 円

会の趣旨・目的	心身にハンディキャップを持った人とともに、文化・芸術活動を通じ「心の豊かさ」を育み、広く社会に対し、障がい者への理解を深めるための啓蒙、交流促進事業を行い、日本における社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	① 保健、医療または福祉の増進を図る活動 ② 社会教育の推進を図る活動 ③ 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 ④ 子供の健全教育を図る活動 ⑤ 各NPOの連絡・助言・援助の活動
政務活動・県政との関連性	団体での会合や各種活動等を通じ、広範囲な意見を聴取し、議会での質問等政務活動に反映させる。

《領収書貼付枠》

2019年10月に 2019年7月～2020年3月までの9ヶ月分(3,864円)を請求済み (注)当該法人の事業年度は 毎年7月1日～翌年6月30日
今回は残る 2020年4月～6月の3ヶ月分を請求する。

(2019年10月支払額) (2019年10月請求額) (今回請求額)

5,152円 - 3,864円 = 1,288円

↳ 年会費 5,000円 + 手数料 152円

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,288 円	100 %	1,288 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 127

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	日産労連 NPO センター「ゆうらいふ21」会費		
年月日	令和元年 10月 3日~平成 年 月 日	金額	3,864 円

会の趣旨・目的	心身にハンディキャップを持った人とともに、文化・芸術活動を通じ「心の豊かさ」を育み、広く社会に対し、障がい者への理解を深めるための啓蒙、交流促進事業を行い、日本における社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	① 保健、医療または福祉の増進を図る活動 ② 社会教育の推進を図る活動 ③ 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 ④ 子供の健全教育を図る活動 ⑤ 各 NPO の連絡・助言・援助の活動
政務活動・県政との関連性	団体での会合や各種活動等を通じ、広範囲な意見を聴取し、議会での質問等政務活動に反映させる。

《領収書貼付枠》

支払金額 5,152円
NPOの事業度が7月から翌6月のため、7月から3月を請求する。
 $5,152円 \times \frac{9}{12} = 3,864円$

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
01-10-0323357	A93190011		私込みの証拠となるものですか ら大切に保存して下さい。
取扱店	支払口座	払込金額	料金額
シス・オカケンチャウナイ	00160-5	538850	*5,000
岡本 護		入金額	*10,000
		おつり	*4,848

印紙申告納付につき廻町税務署承認済

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,864 円	100 %	3,864 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

定 款

特定非営利活動法人

日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」

目 次

第1章	総 則
第2章	目的および事業
第3章	会 員
第4章	役員および職員
第5章	総 会
第6章	理事会
第7章	資産および会計
第8章	定款の変更、解散および合併
第9章	公告の方法
第10章	雑 則

— 附 則 —

特定非営利活動法人日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」という。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都港区海岸1丁目4番26号に置く。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)

この法人は、相互扶助の精神にのっとり、心身にハンディキャップを持った人とともに、文化・芸術活動を通じ「心の豊かさ」を育み、広く社会に対し、障がい者への理解を深めるための啓蒙、交流促進事業を行い、日本における社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (4) 子供の健全教育を図る活動
- (5) 各NPOの連絡・助言・援助の活動

第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 社会福祉施設・団体を対象とした文化芸術イベントへの招待および訪問事業
 - ② 社会福祉に関する研究・調査、情報収集およびボランティア活動の支援・育成、情報提供事業

- ③ 社会福祉施設・団体に対する支援事業
 - ④ 文化芸術活動者・団体の社会福祉活動に対する支援事業
 - ⑤ 社会福祉活動の啓発および広報事業
 - ⑥ NPOや諸団体との連携と情報交換事業
 - (2) その他の事業
 - ① 社会福祉の向上に向けた講師派遣事業
 - ② バザー・チャリティーイベントの開催
2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

第6条 (種 別)

この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 個人正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動および事業を推進する個人。総会で表決権を有する会員
- (2) 団体正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動および事業を推進する団体。総会で表決権を有する会員
- (3) サポート個人会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人会員
- (4) サポート団体会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する団体会員

第7条 (入 会)

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3. 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人および企業・団体にその旨を通知しなければならない。

第8条 (会 費)

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- (4) 除名されたとき

第10条 (退 会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除 名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第12条 (抛出金品の不返還)

既納の会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

第13条 (種別および定数)

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上
 - (2) 監事 2人
2. 理事のうち1人の理事長、1人の専務理事を置く。なお、必要に応じて理事のうち、副理事長を若干名、常務理事を1人置くことができる。
 3. この法人は、顧問と運営上の相談役として、アドバイザーを置くことができる。

第14条 (選任等)

理事は、総会において正会員の中から選任する。

2. 監事は、総会において正会員の中から選任する。
3. 理事長、副理事長および専務理事、常務理事は、理事の互選とする。
4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
5. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

2. 副理事長、専務理事または常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

第16条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
3. 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
4. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第19条 (報酬等)

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条 (事務局および職員)

この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長および必要な職員を置く。

2. 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
3. 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

第21条 (種別)

この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

第22条 (構成)

総会は、正会員をもって構成する。

第23条 (権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 理事、監事の選任または解任、職務及び報酬
- (5) その他運営に関する重要事項

第24条 (開催)

通常総会は、毎年1回開催する。開催の時期は、毎年事業年度終了後3ヵ月以内とする。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

第25条 (招集)

- 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2. 理事長は、第24条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

第27条（定足数）

総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条（議決）

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第29条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第30条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

第31条 (構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第32条 (権能)

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画および活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告および活動決算
- (5) 会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (7) 事務局の組織および運営に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第33条 (開催)

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

第34条 (招集)

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、第33条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第35条 (議長)

理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

第36条 (議決)

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条（表決権等）

- 各理事の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 3. 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

第39条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 助成金
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

第40条（資産の区分）

削除

第41条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第42条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条（会計の区分）

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計およびその他の事業に関する会計の2種とする。

第44条（事業計画および予算）

この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第45条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条（予備費の設定および使用）

削除

第47条（予算の追加および変更）

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または変更をすることができる。

第48条（事業報告および決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第50条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、ま

たは権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

第51条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第52条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第53条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

第54条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第55条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第10章 雑則

第56条(細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	西原浩一郎
専務理事	本間 孝
理事	石崎 寧
同	太田口ナカエ
同	神岡 仁
同	郡司 典好
同	小林 浩平
同	杉崎 和寛
同	高尾 啓
同	高木 章
同	竹井 直樹
同	立花由美子
同	濶口 良一
同	田村 馨
同	牧野 弘幸
同	宮下 晋一
同	三好 通生
同	吉村 正隆
監事	赤羽 治彦
同	下田 良二

(※五十音順)

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年8月31日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 6 月 30 日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 個人正会員	年会費	5,000 円
(2) 団体正会員	年会費/口	10,000 円
(3) 個人サポート会員	年会費	1,200 円
(4) 団体サポート会員	年会費/口	5,000 円

附則 この定款は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。
この定款は、平成 26 年 12 月 25 日から施行する。
この定款は、平成 28 年 2 月 2 日から施行する。
この定款は、平成 30 年 9 月 12 日から施行する。
この定款は、平成 31 年 1 月 29 日から施行する。

整理番号 4-5

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	来客用駐車場賃料 (4月分)		
年月日	令和 2年 3月 3日	~ 令和 年 月 日	金額 3,165 円

目的	政務活動用の来客駐車場の賃借
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

120-03-31 | 200 | ✓ *6,000 ヲキコ
 120-03-31 | 200 | ✓ *330 振込手数料

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,330 円	1 / 2 %	3,165 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-6

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和2年4月1日~令和	年月日	金額 5580 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	9 交通費・宿泊費①駐車料 タクシー代
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ② 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ④ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

回数券6枚中の3~4枚目使用
(12,540円÷6枚×2枚=4,180円)

静岡駅 → 県庁
領収書

2020年04月01日
車両番号 0047
運賃 ¥600円

合計 ¥600円
立替 円

静岡平和タクシー(株)
静岡市葵区鷹匠二の二の六
☎ 251-1155
ご購入ありがとうございます

おいしいパーキング

領収証

A 精算No.000134
車室番号(自動車) 30
入庫時刻 2020年4月1日(水) 08:05
精算時刻 2020年4月1日(水) 11:34
駐車料金 A料金 800円
=====
合計 800円
現金領収額 800円
お預り 1,000円
お釣り 200円

またのご利用をお待ちしております。

領収書
Received
領収年月日 2020.3.18
領収金額 ¥12,540 (消費税等込み)
購入商品 (401旅客鉄道株
JR東海旅客鉄道株
JR東海旅客鉄道株)
購入金額 50138-01
静岡駅M.V.-2発行
印刷 静岡市葵区鷹匠二の二の六
印 静岡平和タクシー(株)
付 静岡平和タクシー(株)
税務署 承認

支払者 岡本 護

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5580 円	100 %	5580 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-7

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・ <u>要請謝辞等印刷費</u> ・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	活動報告(No138) 郵送料		
年月日	令和2年4月2日~令和2年 月 日	金額	105605 円

目的	活動報告(No138) 郵送料
使途	〃
政務活動・ 県政との 関連性	議員活動を広く伝える。意見要望を聴取し 今後の活動に生かす。

《領収書貼付枠》

支払者：岡本 護

領収書

様

[販売]普通切手	3枚	¥252
84円		¥252
小計		¥0
課税計(10%)		¥0
(内消費税等)		¥252
非課税計		¥252
合計		¥252
お預り金額		¥252



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2020年4月2日 10:48
宛先：[Redacted] 端N09箱01
発行先：芳川郵便局
TEL: 053-461-9881

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	105605 円	100 %	105605 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支払者：岡本 護

領収書

様

[別納引受]		
区内特別基 (定) @73	14.0g 137通	¥10,001

小計		¥10,001

第一種定形 @84	14.0g 103通	¥8,652

小計		¥8,652

郵便物引受合計通数	240通	
課税計 (10%)	¥18,653	
(内消費税等)	¥1,695	
非課税計	¥0	

合計		¥18,653
お預り金額		¥18,653



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2020年4月2日 9:33
 担当：[REDACTED]
 発行No. 20040ZA6951 端N30箱02
 連絡先：浜松蛸塚郵便局
 TEL:053-452-9868

支払者：岡本 護

領収書

様

[別納引受]		
第一種定形 @84	14.0g 50通	¥4,200

小計		¥4,200

区内特別基 (定) @73	14.0g 150通	¥10,950

小計		¥10,950

郵便物引受合計通数	200通	
課税計 (10%)	¥15,150	
(内消費税等)	¥1,377	
非課税計	¥0	

合計		¥15,150
お預り金額		¥20,000
おつり		¥4,850



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2020年4月2日 9:34
 担当：[REDACTED]
 発行No. 20040ZA2022 端N79箱01
 連絡先：浜松高丘郵便局
 TEL:053-437-7431

支払者：岡本 護

領収書

様

[別納引受]		
第一種定形 @84	14.0g 50通	¥4,200

小計		¥4,200

区内特別基 (定) @73	14.0g 200通	¥14,600

小計		¥14,600

郵便物引受合計通数	250通	
課税計 (10%)	¥18,800	
(内消費税等)	¥1,709	
非課税計	¥0	

合計		¥18,800
お預り金額		¥18,800



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2020年4月2日 9:49
 担当：[REDACTED]
 発行No. 20040ZA7279 端N46箱01
 連絡先：浜松葵郵便局
 TEL:053-436-1440

領収書

様

[別納引受]		
区内特別基 (定) @73	14.0g 218通	¥15,914

小計		¥15,914

第一種定形 @84	14.0g 92通	¥7,728

小計		¥7,728

郵便物引受合計通数	310通	
課税計 (10%)	¥23,642	
(内消費税等)	¥2,149	
非課税計	¥0	

合計		¥23,642
お預り金額		¥23,645
おつり		¥3



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2020年4月2日 9:56
 担当：[REDACTED]
 発行No. 20040ZA4620 端N41箱01
 連絡先：浜松曳馬郵便局
 TEL:053-471-9832

支払者：岡本 護

領収書

様

[別納引受]		
区内特別基 (定) @73	14.0g 139通	¥10,147

小計		¥10,147

第一種定形 @84	14.0g 58通	¥4,872

小計		¥4,872

郵便物引受合計通数	197通	
課税計 (10%)	¥15,019	
(内消費税等)	¥1,365	
非課税計	¥0	

合計		¥15,019
お預り金額		¥20,020
おつり		¥5,001



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2020年4月2日 10:19
 担当：[REDACTED]
 発行No. 20040ZA1587 端N03箱01
 連絡先：浜松早出郵便局
 TEL:053-466-0751

支払者：岡本 護

領収書

様

[別納引受]		
区内特別基 (定) @73	14.0g 193通	¥14,089

小計		¥14,089

郵便物引受合計通数	193通	
課税計 (10%)	¥14,089	
(内消費税等)	¥1,280	
非課税計	¥0	

合計		¥14,089
お預り金額		¥14,089



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時：2020年4月2日 10:48
 担当：[REDACTED]
 発行No. 20040ZA1598 端N09箱01
 連絡先：芳川郵便局
 TEL:053-461-9881

支払者：岡本 護

整理番号 4-8

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

776 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・ 会議費 ・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	会派議員総会		
年月日	令和 2年 4月 3日 ~ 令和 年 月 日	金額	5080 円

目的	会派議員総会
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	会派議員間の意見調整を図り、議会への対応や県政施策向上に反映させる。

《領収書貼付枠》

回数券6枚中の5~6枚目を使用
(12,540円 ÷ 6枚 × 2枚 = 4,180円)

おおいしパーキング

領収書 5~6枚 様
Receipt
領収年月日 2020-3-18
金額 ¥12,540 (消費税等込み)
(クレジット扱い)
購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(40137-7枚)
東海旅客鉄道株式会社
静岡駅
静岡駅M.V-2発行 50138-01
印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

領収書正

A 精算No.000083
車室番号(自動車) 23
入庫時刻 2020年 4月 3日(金) 12:33
精算時刻 2020年 4月 3日(金) 17:25
駐車料金 A料金 900円
=====
合計 900円
現金領収額 900円
お預り 1,000円
お釣り 100円

支払者: 岡本 護

またのご利用をお待ちしております。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5080 円	100 %	5080 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-9

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和2年4月6日	~令和 年 月 日	金額 5080 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	○交通費・宿泊費○駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ○ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ○ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

回数券6枚中の1~2枚目使用
(12,540円÷6枚×2枚=4,180円)

支払者: 岡本 護

おいしいパーキング

領収書 1~2 様

Receipt
領収年月日 2020.-3.30
金額 ￥12,540 (消費税等込み)
(クレジット扱い)
購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(60097 7枚)
東海旅客鉄道株式会社
浜松駅
浜松駅M.V.8発行 00098-01

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

領収証

A 精算No.000021

車室番号 (自動車)	22
入庫時刻	2020年4月6日(月) 08:44
精算時刻	2020年4月6日(月) 14:30
駐車料金	A料金 900円
合計	900円
現金領収額	900円
お預り	1,000円
お釣り	100円

またのご利用をお待ちしております。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5080 円	100 %	5080 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

郵便振替をご利用のお客様へ
「Wedge」 継続申込用振込用紙

2020年 3月13日

現契約終了号 2020年6月号
新契約開始号と冊数 2020年7月号 から 12冊
購読料金 5,280円

購読者番号

まもなくご購読期間が終了いたします。ご継続はこの振込用紙にてお手続きいただきますようお願い申し上げます。

本状と行き違いに購読料金をお支払い頂いておりましたら、失礼の程深くお詫び申し上げます。

〒 433-8123
静岡県浜松市幸 2-16-3

岡本 護 様

ウェッジ定期購読係

〒 101-0052
東京都 千代田区 神田小川町 1-3-1
NBF小川町ビルディング3階
TEL 0120-34-3746
FAX 03-3804-1061
平日 10:00~17:00

00075 #

「コンビニエンスストア」または「ゆうちょ銀行・郵便局」からのお支払い

(お支払いは、下部の専用用紙で最寄のゆうちょ銀行・郵便局、または、下記のコンビニエンスストアにてお願いいたします。本状到着後、2週間以内にお払い込みくださるようお願い申し上げます。)

P. 75



LAWSON
あなたと、コンビニに。
FamilyMart



77
COMMUNITY
STORE



Seicomart
Coco! Convenience & Comfort
ココストア

MMK
設置店

整理番号 4-11

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー

支出証拠書

780 - 005

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (4月分)		
年月日	令和2年4月6日~令和	年 月 日	金額 17,607 円

目的	政務活動用自動車のリース
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 02-04-06 ホンダファイナンス 42,689 月額 42,689 円のうち、任意保険対象外経費を除いた 35,215 円に按分率 1/2 を乗じた 17,607 円を請求する。	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	35,215 円	1/2	17,607 円
		50 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-12

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

776 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・ <u>会議費</u> ・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	会派議員総会		
年月日	令和2年4月10日	～	令和 年 月 日
金額	50.80 円		

目的	会派議員総会
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	会派議員間の意見調整を図り、議会への対応や県政施策向上に反映させる。

《領収書貼付枠》

回数券6枚中の3~4枚目を使用
(12,540円÷6枚×2枚=4,180円)

支払者: 岡本 護

領 収 書 3~4枚 様

Receipt 領収年月日 2020.-3.30

金額 ￥12,540 (消費税等込み)

[クレジット扱い]

購入商品 JR乗車券類 JR tickets

(60097 7枚)

東海旅客鉄道株式会社

浜松駅

浜松駅M V8発行 00098-01

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

おいしいパーキング

領収証

A 精算No.000000
車室番号(自動車) 19
入庫時刻 2020年 4月10日(金) 08:07
精算時刻 2020年 4月10日(金) 15:33
駐車料金 A料金 900円

=====
合 計 900円
現金領収額 900円
お預り 1,000円
お釣り 100円

またのご利用をお待ちしております。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	5080 円	100 %	5080 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

請求書 (西日本ご利用分)

433-8123
浜松市中区幸2丁目16-3

郵便区内特別

岡本 護 様



020042101005444811

00988



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2020年 4月 7日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【還付先】
〒461 名古屋市東区東桜1-14-11
-0005 DPスクエア東桜8F
社用コード M32021111001 00988 00982 00 E
61-000000 1.0 20040101E

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
053-473-1644	2020年 4月ご請求分	3,887円	2020年 4月20日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額
(合計)

3,887円

3,887円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	053-473-1644	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆053-473-1644				
◇N T T西日本ご利用分				
	1,976	1,600	3月分 回線使用料 (基本料) (住宅用) 1月21日~ 2月20日	合 算
		195	ダイヤル通話料 1月21日~ 2月20日。なお前月分は153円でした。	合 算
		(178)	(内訳) イチリッツ1適用分 次回 (来月分) の割引計算期間は、2月21日~ 3月20日です。	
	<	178>	<内訳> イチリッツ1適用通話料 イチリッツ1をご利用にならなかった場合、192円となります。	
		(17)	(内訳) 通常通話料適用分	
		2	ユニバーサルサービス料 1番号分のご請求となります。	合 算
		179	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇N T T西日本分 (小計)	1,976	1,976	(小計)	
◇N T T西日本ご利用分				
	1,911	1,600	4月分 回線使用料 (基本料) (住宅用) 2月21日~ 3月20日	合 算
		136	ダイヤル通話料 2月21日~ 3月20日。なお前月分は195円でした。	合 算
		(102)	(内訳) イチリッツ1適用分 次回 (来月分) の割引計算期間は、3月21日~ 4月20日です。	
	<	102>	<内訳> イチリッツ1適用通話料 イチリッツ1をご利用にならなかった場合、121円となります。	
		(34)	(内訳) 通常通話料適用分	
		2	ユニバーサルサービス料 1番号分のご請求となります。	合 算
		173	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇N T T西日本分 (小計)				

N T T西日本からのお知らせ

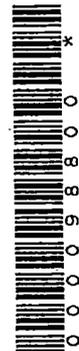
※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)
 ※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、N T Tファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (N T T東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	053-473-1644	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])



内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
	1,911	(小計)	
◇合計	3,887	合計 2か月分のご請求額です。	

整理番号 4-14

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	インターネット接続料 (4月分)		
年月日	令和2年4月13日	～令和 年 月 日	金額 1,639 円

目的	政務活動用インターネットの接続
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

20-04-13 | 200 | ✓ *1,639DF.TOKAI TNC

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	1,639 円	100 %	1,639 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-15

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所水道料金 (4月分)		
年月日	令和2年4月15日	~ 令和 年 月 日	金額 881 円

目的	政務活動に使用する事務所の水道料金
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

1420-04-15 200 / *9,268水道

水道料金等口座振替済のお知らせ

(前回検針分) 令和2年3月検針分	
使用水量 36 m ³	水道料金 3,888 円 (353 円)
下水道排出量 36 m ³	下水道使用料 5,380 円 (489 円)
井戸人員 *** 人	下水道利用料金 ***** 円 (***** 円)
合計金額	9,268 円
口座振替日	4月15日
振替金融機関	*****

() 内は消費税・地方消費税相当額の再掲です。
上記の金額を指定口座から引き落とし
(振替)させていただきます。
※ 振替の表示を希望する方は
※ 振替の表示を希望する方は
※ 振替の表示を希望する方は

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分 (面積按分)	9268 円	15.3 m ² / 160.85 m ² %	881 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-16

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	月経ビジネス購読料 4/16		
年月日	令和2年4月 日	～令和3年3月 日	金額 26,000 円

目的	月経ビジネス年間購読料
使途	、
政務活動・ 県政との 関連性	社会情勢・経済情勢の情報を参考に 県議会議員の活動に生かす。

《領収書貼付枠》

Transaction Date	Merchant Name	今回回数	ご利用金額 Transaction Amount	今回の お支払い金額 Payment Due
	*****ショッピング利用*****			
1回払い				
20,4100				
20,4160	月経ビジネス 購読料		26000	26000
20,4170				
20,4170				
20,4170				
20,4240				
20,4270				
20,4270				
20,4280				
20,4300				
20,4300				

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	26,000 円	100 %	26,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



A130130569166A

〒433-8123

浜松市 中区 幸 2-16-3

【重要】
 らくらく購読コース
 ご購読料金引き落としのお知らせ

岡本 護様

読者番号

2035-0 3/26

ご購読料金引き落としのご案内

平素は「日経ビジネス（雑誌版）」をご購読いただき、まことにありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

さて、あなた様の今回のご購読期間はまもなく終了し、新しい購読期間に入ることをお知らせいたします。

あなた様には、「らくらく購読コース」のご登録をいただいております。購読は自動継続となりますため、引き続き雑誌をお届けいたします。

ご購読の中止や購読期間の変更のお申し出がない場合は、下記の内容に基づいて購読料金をクレジットカード会社へ請求させていただきますので、予めご了承ください。

引き続きご購読いただけますようお願い申し上げます。

株式会社 日経BP

「日経ビジネス（雑誌版）」新しいご購読期間の内容

読者番号	
新しいご購読期間	2020年4月20日号から1年（50冊）
ご購読料金	26,000円（税込）
ご登録のクレジットカード	
	※カード番号の下4桁のみを表示しております
お支払い方法	一括払い

【お問い合わせ】

■ご契約の更新に関するお問い合わせや各種お手続き方法のご案内

インターネット <https://nkbp.jp/bpsqa>

※お客様から寄せられたよくあるご質問を掲載しております。ご購読中止のお手続きもこちらからお願いいたします。



日経BP読者サービスセンター

〒134-8750 日本郵便株式会社 葛西郵便局 私書箱21号

整理番号 4-17

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	通行料 (県庁にて調査, 会計他)		
年月日	令和2年4月17日~令和2年 月 日	金額	4430 円

目的	通行料 (県庁にて調査, 会計他)
使途	通行料
政務活動・ 県政との 関連性	通常の政務活動に自家用車使用

<領収書貼付枠>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 浜松西 料金所(至) 静岡 20年 4月17日 11時58分 通行料金 ¥2,290- (ETC利用時) 車種 1 取扱番号 A04004-178239-640511 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 静岡 料金所(至) 三方原スマート 20年 4月17日 16時 0分 通行料金 ¥2,140- (ETC利用時) 車種 1 取扱番号 A04004-178391-551910 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
----------	---	--

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,430 円	100 %	4,430 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-18

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内 容	事務所ガス料金 (4 月分)		
年 月 日	令和 2 年 4 月 22 日 ~ 令和 年 月 日	金 額	1,491 円

目的	政務活動に使用する事務所のガス料金
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

ガスご使用量のお知らせ(検針票)
ガス料金等領収証

いつもご利用いただきましてありがとうございます。

岡本 護 さま
お客さま番号 [] ブロック 005 指定 04
供給地点特定番号 00600000005094212

前月分ガス料金等領収証

2020年 4月分 クレジットカード払

ご使用量	97 m ³	領収金額	15,681 円
期 間	3月 7日 ~ 4月 7日	早取料金(税込)	15,433円
ご使用日数	32日	遅取・早取料金差額(税込)	0円
領 取 日	4月22日	(内消費税等相当額)	1,403円
料 金 表	B	リース料等(税込)	248円
		(内リース料等消費税等相当額)	18円
		セット割引(税込)	円
		(内セット割引消費税等相当額)	円
		内 訳	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分 (面積按分)	15681 円	15.3 m ² / 160.85 m ²	
		%	1,491 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-19

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	東名通行料 (県庁)		
年月日	令和2年4月27日	~	令和2年 月 日
金額	4,150 円		

目的	4/28の臨時議会への準備	
使途	通行料	
政務活動・ 県政との 関連性	県庁にて通常の調査及び4/28の臨時議会への 準備等の準備	
<<領収書貼付>> ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 浜松 料金所(至) 静岡 20年 4月27日 10時39分 通行料金 2,010- (ETC/リンク) 車種 1 取扱番号 A02004-270197-494314 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サビ スで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 静岡 料金所(至) 三方原スマート 20年 4月27日 15時12分 通行料金 2,140- (ETC/リンク) 車種 1 取扱番号 A02004-270332-471318 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サビ スで印字されたものです。</small>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	4,150 円	100 %	4,150 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-20

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読		
年月日	令和2年4月27日~令和	年月日	金額 7,307円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	4月分新聞購読料(日本経済新聞、静岡新聞)
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や議会等での質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

領 収 書

営業所 第3課 区域 住吉北

岡本 護 様

2020年 4月分 7,307円
 年月日正に領収いたしました。

【個人情報の取り扱いについて】
 1.この領収書に記載されている個人情報は、当該元所の領収書の発送と新聞及びサービス品等の配達以外には一切利用いたしません。
 2.個人情報は当店内で管理し、第三者に提供することはありません。

新聞名	部数	金額	摘要
日本経済新聞 朝刊	1	4,450	
静岡新聞 朝刊	1	2,857	

2020年額絵シリーズ
 ロンドン美術館の至宝
 アルバム・額¥1100(税込)
 注文承ります

まいど
 ありがとうございます
 ごさいます

暮らしの情報と話題をお届けします
 (株)読売新聞浜松西部販売所
 代表取締役 前畑 俊光
 〒432-8002 浜松市中区塚原町4702-10 TEL.053-455-2008

領収印

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	7,307円	/	
		100%	7,307円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-21

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチャキー

支出証拠書 (自動車燃料代)

780 - 004

令和2年4月分

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・岡本護)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	706	18円 × 706 km / km	12708

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 岡本護



《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	12708 円	100 %	12708 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入す

整理番号 4-22

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・郵謝情報印刷費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	通行料 (県庁・調査及び議会整理)		
年月日	令和2年4月30日~令和2年 月 日	金額	4580 円

目的	県庁にて調査及び100時議会整理
使途	通行料 (車名)
政務活動・ 県政との 関連性	100時議会の整理及び調査 今後の活動に反映させる

<<領収書貼付枠>> ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 浜松西 料金所(至) 静岡 20年 4月30日 9時58分 通行料金 ￥2,290- (ETC利用) 車種 1 取扱番号 A01004-309927-403815 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書  料金所(自) 静岡 料金所(至) 浜松西 20年 4月30日 15時39分 通行料金 ￥2,290- (ETC利用) 車種 1 取扱番号 A01004-300101-403713 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービ スで印字されたものです。</small>
--	--

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	4580 円	100 %	4580 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-23

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782-001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	職員給与(4月分)		
年月日	令和2年4月1日~令和2年4月30日	金額	45600 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

給与支払明細書

令和2年4月分

氏名 [Redacted]

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円	円	円	円	円	円	円
45600	0	45600	0	0	0	45600

受領印 [Redacted]
受領日 4月30日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	45600 円	/	
		100 %	45600 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

令和2年4月分	氏名	[Redacted]
---------	----	------------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1				
2	木	4.04	4.04	政務活動補助
3	金	4.0	4.0	電話応待
4				
5				
6				
7				
8				
9	木	4.0	4.0	"
10				
11				
12				
13	月	4.0	4.0	"
14				
15	水	4.0	4.0	"
16				
17	金	4.0	4.0	"
18				
19				
20	月	4.0	4.0	"
21	火	4.0	4.0	"
22				
23	木	4.0	4.0	"
24				
25				
26				
27	月	4.0	4.0	"
28	火	4.0	4.0	"
29				
30	木	4.0	4.0	"
31				
計	(A)	48.04	(B) 48.04	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和2年4月30日

ふじのくに県民クラブ 岡本 護 印 

[政務活動費充当計算]...①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [48時間0分] × 単価 [950円] = 45600円

②総支給額 [45600円] × (B) / (A) = 45600円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 4-24

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

782 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <u>人件費</u>		
内容	職員給与 (4月分)		
年月日	令和2年4月1日~令和2年4月30日	金額	6,000 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

給与支払明細書

令和2年4月分

氏名 

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 6,000	円 0	円 6,000	円 0	円 0	円 0	円 6,000
					受領印	
					受領日	4月30日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	6,000 円	100 %	6,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

令和2年4月分	氏名	[Redacted]
---------	----	------------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動費業務時間数	政務活動業務内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	金	2.04	2.04	政務活動補助
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27	月	2.04	2.04	〃
28				
29				
30	木	2.04	2.04	〃
31				
計		(A) 6.04	(B) 6.04	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和2年4月30日
 ふじのくに県民クラブ 岡本 護 印 

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [6時間0分] × 単価 [1000円] = 6000円
 ②総支給額 [6000円] × (B) / (A) = 6000円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 4-25

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャージ 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話 (KDDI) 使用料 (4 月分)		
年月日	令和 2 年 4 月 30 日	~ 令和 年 月 日	金額 3599 円

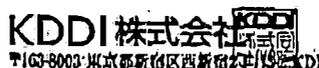
目的	政務活動上の通信用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES 2020 年 4 月ご請求分

岡本 護 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 4 月 30 日ご指定の口座から
振替させていただきました。



〒163-8003 東京都新宿区西新宿 1-18-1 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	[REDACTED]
領収金額 AMOUNT RECEIVED	7,199 円
うち消費税等 TAX	455 円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	7199 円	1 / 2	3599 円
		50 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 4-26

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 岡本 護)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	来客用駐車場賃料 (5月分)		
年月日	令和2年4月30日	~	令和 年 月 日
金額	3,165 円		

目的	政務活動用の来客駐車場の賃借
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

18	20-04-30	200	*6,000	のち	
19	20-04-30	200	*330	振込手数料	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	6,330 円	1 / 2	3,165 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。